

議案第7号

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を  
改正する規則について

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県  
教育委員会規則第7号)の一部を改正する規則を別紙のとおり  
定める。

平成17年9月21日

沖縄県教育委員会

## 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則(平成16年沖縄県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1 宮古学区の項中「平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町」を「宮古島市」に改める。

別表第2中「平良市」を「宮古島市」に改める。

### 附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

## 規則案の概要説明

県立学校教育課

### 1 改正の経緯及び必要性

平成 17 年 7 月 26 日に公布された「宮古島市の設置に伴う関係条例の整備に関する条例」の第 3 条により、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 22 号）の一部が改正された。

そのため、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する必要がある。

### 2 案の概要

沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の別表第 1 中、「平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町」を「宮古島市」に改める。

また、別表第 2 中「平良市」を「宮古島市」に改める。

### 3 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

新

別表第1 全日制の課程の普通科の学区 (第2条関係)

学区名	高等学校名	区	域
宮古学区	宮古高等学校 伊良部高等学校	<u>宮古島市</u>	
八重山学区	八重山高等学校	石垣市	

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (水納中学校区域のみ)、うるま市 (津堅中学校区域のみ)、知念村 (久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、宮古島市 (大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町

旧

別表第1 全日制の課程の普通科の学区 (第2条関係)

学区名	高等学校名	区	域
宮古学区	宮古高等学校 伊良部高等学校	<u>平良市、城辺町、下地町、上野村、伊良部町</u>	
八重山学区	八重山高等学校	石垣市	

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (水納中学校区域のみ)、うるま市 (津堅中学校区域のみ)、知念村 (久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、渡名喜村、平良市 (大神中学校区域のみ)、多良間村、竹富町、与那国町